

阿波市監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民
監査請求に係る監査の結果を公表します。

平成 27 年 6 月 29 日

阿波市監査委員	上原 正一
阿波市監査委員	中野 修一
阿波市監査委員	吉田 正

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受付

1 請求の受付日

平成27年5月1日

2 請求人

(省略)

3 請求の受理

本件請求について、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年5月25日に受理した。

4 請求の趣旨（原文のまま）

平成27年2月に阿波市企画総務部契約管財課から「阿波市土地台帳」を出していただいた。それにより阿波市阿波町勝命北187番1（地目・田、地積・174㎡、所有権保存登記・昭和57年4月16日、所有者・阿波町）の存在を知りました。そして公図、閉鎖登記簿謄本を平成27年2月20日に取り、同日、現地に行き確認しました。大根をはじめ各種の野菜が植えられていました。

数日後の2月下旬、勝命北187番1の市有地を市が耕作したり市民に貸し出したりはしていない、との話を産業経済部農業振興課、契約管財課の担当者から聞きました。3月4日、大根の葉の部分が切り落とされていたり、4月5日、大根の横に菜の花が咲いていたり、4月30日、大根に白い花が咲いている、そのような状態を確認しました。

4月30日、契約管財課の担当者に管理の状況を聞きました。担当者は「勝命北187番1の市有地については特に何もしていない。管理はできていない。」との話でした。阿波市の市有地管理者は阿波市長です。明らかに管理を怠り、本来得られるべき利益が損なわれた、と言わざるを得ません。請求者が現認できた期間（平成27年2月20日～4月30日）である70日間の本来得られるべき利益が損なわれた金額の支払いを求めるものです。

阿波市農業委員会は毎年、阿波市賃借料情報を出しています。それによると10a当たりの最低額は平成27年は2,000円となっています。

年間2,000円÷365日×70日×0.174（174㎡）

上の算式により 66 円となります。阿波市長は適正に管理していれば得られるべき利益が損なわれた金額である 66 円を、阿波市に支払うよう、求めるものです。

第 2 監査の実施

1 対象部局等

企画総務部契約管財課を監査対象部課とした。

2 対象事項

本件請求書に記載されている事項から、阿波市阿波町勝命北 187 番 1（以下「本件土地」という。）の管理が、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員調査等

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成 27 年 6 月 8 日に請求人から陳述を受けた。他にも同様の市有地があるとの補足説明があった。

(2) 関係職員調査及び説明聴取

監査対象部課である契約管財課から関係書類の提出を求め調査を行うとともに、平成 27 年 6 月 8 日に企画総務部長、契約管財課長外関係職員から説明聴取を行った。内容は次のとおりである。

ア 本件土地について

本件土地については、土地台帳等を確認したところ、もともとは阿波町勝命北 187 番（以下「187 番」という。）という 1 枚の阿波町有地であったようである。資料によると、大正 14 年に 187 番の中に道が通るということで、187 番を 3 つに分筆していた。その時になんらかの手違いがあり、そのまま阿波町の名義で残っているのではないかと思われる。

イ 本件土地の現状に対する市の認識

本件土地の第三者による使用は、平成 27 年 2 月 23 日に請求人の指摘により認識した。

ウ 認識後の市の対応

土地の経緯が不明であるため、資料収集にあたった。また、4月上旬ころから使用者宅を訪問し、聞き取り調査を行ったが、少なくとも使用者の亡父の代より使用しているもののため、使用に至った詳しい経緯まではわからなかった。聞き取り調査の内容は以下のとおりである。

- 4月上旬ころ 使用者宅を職員2名で訪問するが、不在であった。
- 5月7日(木) 午前10時30分頃、使用者宅を職員2名で訪問。
使用者の家族と話す。
- ・本件土地については、長年耕作しているとのこと。
 - ・亡くなった義父の話では、もともと耕作している畑の間に道を作ったため、今の形となったということを知っている。
 - ・本件土地が阿波町の名義であることは知っており、買い取りを行ってもよいとのこと。
- 5月26日(火) 午前10時50分頃、課長、職員2名で使用者宅を訪問し、使用者本人に話を伺った。
- ・本件土地については、使用者の父の代より耕作を行っているとのこと。
 - ・使用者は、父よりきちんと登記ができていないということを知っていたが、はっきり認識したのは、パイプ配管事業を行った時に、「市の土地だから配管できない」と言われた時とのこと。
 - ・なぜそういうことになったのかははっきりわからないが、過去は本件土地と隣接地の1枚地だったの間に道が通ったことが起因しているのではないのかとのこと。
 - ・昭和57年に阿波町により所有権保存登記がされているが、何か心当たりがあるかと聞いてみるが、わからないとのこと。
 - ・過去に一度20万円程度での売却を持ちかけられたが、高いから断り、それからは音沙汰がないとのこと。
 - ・本件土地については今後も耕作をする意思があり、

買い取り等にも応じるとのこと。

なお、本件土地については、使用者及びご家族の方から売買の話があればというような話もでていたので、前向きに話を進めたいと考えている。
また、市内に他に同様の例がないか、台帳の点検を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件土地について

本件土地の登記については、当初の土地の表示は勝命村が所有者となっていた。昭和 52 年 5 月 24 日に国土調査の成果として、地目が年月日不詳地目変更により畑から田へ、地積が地積錯誤として 158 m²から 174 m²になっている。

そして、昭和 57 年 4 月 16 日に所有権保存がなされ、所有者は阿波町、地番は阿波町勝命北 187 番 1、地目は田、地積は 174 m²となっている。

土地台帳では、本件土地が普通財産として登録されている。また、合併前の阿波町の公有財産台帳により、本件土地は 187 番が大正 14 年 9 月 14 日に 1、2、3 号に分筆され、本件土地の地番になった内容が確認された。なお、そのうちのひとつは使用者の所有地で、残りのひとつには市道が通っていることを確認した。

(2) 本件土地の現状

監査事務局が平成 27 年 5 月 1 日に現地調査したところ、農作物の作付けが行われていた形跡を確認した。また、平成 27 年 5 月 25 日に監査委員が現地調査したところ、農作物の作付けはなくなっていたが、土地を耕した状態であることを確認した。

(3) 本件土地の使用及び貸付状況

地方自治法第 238 条の 5 によれば、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と定められている。また、阿波市財務規則においても普通財産の貸付けについての規定がなされている。

そこで、市が本件土地を使用しているか、又は貸し付けを行っているかを監査対象課である契約管財課のほか、農業に関する農業振興課、農業委員

会に監査事務局が確認したところ、いずれの課も使用しておらず、貸し付けも行っていないとの回答を受けた。また、本件土地の貸し付けに関する書類はなかった。

また、平成 16 年及び平成 25 年当時の航空写真で本件土地を確認したところ、農作物の作付けが行われていることが窺えた。

2 判断

本件請求の趣旨は、阿波市の普通財産である本件土地が第三者に使用されていることは、財産の管理を怠るものであり、このことにより本来得られるべき利益が損なわれたとして阿波市長に損害の補てんを請求したものと解される。

以上の事実関係及び監査対象課の説明等に基づき、本件請求について、次のとおり判断する。

住民監査請求における違法又は不当に財産の管理を怠る事実とは、「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」（行政実例昭和 38 年 12 月 19 日）とされている。

まず、第三者による使用が不法な占有にあたるかどうかを検討する。

第三者による使用については、事実関係等により使用者及び使用事実が確認された。しかしながら、使用者が使用に至った理由や経緯については推論や聞き伝えの部分も多く、それらを立証できるだけの経緯等が記載された書類が市にも使用者にも現存していないため、事実関係の確認ができない状態である。

よって、使用者の使用が正当なものであるか不法なものであるか確証が得られないため、不法な占有にあたるかまでは言い難い。

次に、契約管財課が、不法とまでは言えない第三者による使用に対し、何らかの是正措置を講じようとしたかどうかを検討する。

契約管財課は請求人から指摘を受けるまで、本件土地の存在及び本件土地の第三者による使用を認識していなかったようである。また、第三者が使用に至った経緯等が記載された書類が現存しないことも判明している。

よって、財産管理において適正さに欠けており、財産の管理を怠っていたと言わざるを得ない。

しかしながら、契約管財課は、第三者による使用を認識したのちは実態を調査し、使用者を特定後、今後の対策を検討している。そして、規則等に基づいた是正措置を具体的に進めているところである。

最後に、損害の発生について検討する。住民監査請求においては、「たとえ

違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない」(最高裁判決平成6年9月8日)と判示されている。

請求人は市長が本件土地の管理を怠り、本来得られるべき利益が損なわれたと主張する。

確かに、普通財産を適正に管理していれば、貸し付け等により収入を得られる側面があることは否定できない。

しかしながら、本件の場合、第三者が使用に至った理由や経緯について確証が得られないため、管理を怠らなければ必然的に収入が得られたと断定することはできない。

よって、市に損害が生じているとまでは言えず、市長に損害の補てんまで認めることは相当ではない。

以上のことから、本件土地について、第三者に使用されていることは不当とまでは言えないが財産の管理を怠っているものと認められる。しかしながら、そのことによって市に損害が生じているとまでは言えない。

3 結論

請求人の主張のうち、財産の管理を怠っているという主張には理由があると認められるが、市長においてはすでに是正措置を実施しつつあることから、市の財産管理における事務改善について要望を付すこととする。

4 要望

監査対象課である契約管財課は、他の公有財産についても本件のような事例がないか現状を調査し、公有財産台帳等の早急な整備を図られたい。

また、財務規則等関係法令に基づいた適正な公有財産の管理が行えるよう、事務の改善を行うとともに、その執行に努められることを強く要望する。